

新 仙台市立住吉台小学校同窓会会則

第 1 条 本会を仙台市立住吉台小学校同窓会とよび、事務局を母校内に置く。

第 2 条 本会は、仙台市立住吉台小学校の卒業生を会員として組織する。

第 3 条 本会は、母校の教職員および教職員であった方を名誉会員とする。

第 4 条 本会は、会員相互の親睦をはかり、助け合い、励まし合って母校で受けた教育をいっそう輝かしいものにすると共に、母校の発展に協力していくことを目的とする。

第 5 条 本会に次の役職を置く。

・会 長 1 名 ・幹事 若干名

第 6 条 会長は、本会を代表し会務をつかさどる。
幹事は、会長の指示のもとに本会の運営にあたる。
会計事務は、学校の同窓会担当者が行う。

第 7 条 会長・幹事は役員会で選出する。

第 8 条 本会は、必要に応じて、顧問を置くことができる。

第 9 条 会長・幹事の任期は 2 年とし、再選を妨げない。

第 1 0 条 本会の経費は、入会金・寄付金・その他をもってこれにあてる。
入会金は、1 人 1 0 0 円とし、母校を卒業するとき納入し、預金しておくものとする。

第 1 1 条 監査は、外部監査として P T A 会長が指名する P T A 役員が行う。

第 1 2 条 本会会則は、総会にはかって変更することができる。

本会則は、平成 2 7 年 8 月 3 0 日から施行する。